

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	令和5年12月22日
【会社名】	KLASS株式会社 (旧会社名 極東産機株式会社)
【英訳名】	KLASS Corporation (旧英訳名 KYOKUTO SANKI CO.,LTD.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 頃安 雅樹
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	兵庫県たつの市龍野町日飼190番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 令和4年12月23日開催の第74回定時株主総会の決議により、令和5年10月1日から会社名を上記のとおり変更いたしました。

**1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】**

当社代表取締役社長頃安雅樹は、当社の第75期（自令和4年10月1日 至令和5年9月30日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

**2 【特記事項】**

特記すべき事項はありません。